

山梨県公報

第千二百三十三号

平成二十三年

一月十七日

月 曜 日

目次

告示

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一

道路の区域変更(二件)……………一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)……………二

土地区画整理組合の定款の変更認可……………三

教育委員会

山梨県指定有形文化財の指定の解除……………三

告示

山梨県告示第九号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年一月十七日から適用する。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

1の表に次のように加える。

その他の機械器具又は設備	1時間	サンビトトラスター	480円
		紫外線硬化乾燥装置	190円
		卓上旋盤	100円
	1件	低温恒温器	1,400円
	1時間	卓上粉砕機	160円
		ハイフックドミキサー	220円
		ミニチヌトプレス	160円

レーザーカッター 370円
卓上促進剤光柱試験機 170円

山梨県告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市一宮町坪井字上澤越二二五番の一地 先から 笛吹市一宮町坪井字上澤越一一〇番地先まで	九・五 三三・五	一〇・三 三四・三		一七五・〇

山梨県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年二月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区 間 甲府市下小河原字松葉一九二番の一地先から 甲府市小瀬町字北屋敷三九五番の六地先まで	新	旧	旧新の別 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	八・四 一・一・八	五・四 九・五		五二七・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人こるだ
 - 2 代表者の氏名 山田津太男
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市大下条二百七十三番地八
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、特定非営利活動促進法の趣旨に従い、子ども・子育て家庭に対して、地域の子育てによって地域が育つという視点から、地域による子どもたちの育ちと子育て家庭の支援を行い、子どもが自立し、次代を担うことができる人材へと成長することに寄与するとともに、我々を取り巻く環境を持続可能な形で次代へ引き継ぐことに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年十二月二十八日から平成二十三年二月二十七日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中村技建
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上於曾六百八十三番地一
 - 3 代表者の氏名 中村正継
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九二三〇号
- 四 処分の内容 土木工業及びとび・土工工業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 日向設備
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町白井沢三千四番地
 - 3 代表者の氏名 日向正之
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五〇五四号
- 四 処分の内容 管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十一月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十二月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社望月電気商会
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門四百八十六番地七
 - 3 代表者の氏名 武藤年一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一八)第四四九九号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十二月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社川手工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町若神子二千四百五十四番地
 - 3 破産管財人の氏名 小野正毅
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般二〇)第九一七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次

山梨県公報 第二千百三十三号 平成二十三年一月十七日

のとおり定款の変更を認可した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 組合の名称 富士吉田市雨坪土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十二年度から平成二十六年まで
- 三 施行地区 富士吉田市大字小明見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部
- 四 事務所の所在地 富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所都市産業部都市整備課
- 五 設立認可の年月日 平成二十二年三月四日
- 六 変更後の事務所の所在地 富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内
- 七 変更認可の年月日 平成二十三年一月十七日

教育委員会

山梨県教育委員会告示第三号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があったので、山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定は、解除された。
平成二十三年一月十七日

山梨県教育委員会

委員長 渡邊 努

有形文化財の部
建造物

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所

高室家住宅
附 棟札一枚・家相図
三枚

一〇棟 主屋

桁行一八・三七メートル、梁間九・一二メートル、一重、入母屋造、茅葺鉄板葺。正面玄関式台桁行三・六五メートル、梁間二・七二メートル、入母屋造、棧瓦葺、南面、西面及び北面おだれ附属

離れ

桁行七・八四メートル、梁間三・六四メートル、一重、入母屋造、茅葺形鉄板葺、西面出書院付き、東面渡廊下附属

文庫蔵

土蔵造、桁行六・八五メートル、梁間三・六四メートル、二階建、切妻造、北面庇付き、棧瓦葺、南面に奥及び奥の間、東面おだれの間、北面便所附属

新蔵

土蔵造、桁行五・四五メートル、梁間四・五四メートル、二階建、切妻造、棧瓦葺、南面におだれ、東面相の間附属、妻入り

長屋門

桁行一九・〇九メートル

高室トシ

千葉県市川市若宮三丁目一六番地
甲府市高室町七五四番

一三三号

地

トル、梁間三・六三メートル、一重、切妻造、棧瓦葺

前蔵

土蔵造、桁行七・二七メートル、梁間四・五四メートル、二階建、棧瓦葺、西面土庇及び南面突出部附属

糠倉・外便所

桁行七・〇四メートル、梁間一・八七メートル、一重、切妻造、棧瓦葺

初蔵

土蔵造、桁行九・〇九メートル、梁間四・五四メートル、一部二階建、棧瓦葺、南面土庇附属

味噌蔵

土蔵造、桁行六・六六メートル、梁間三・三六メートル、一重、棧瓦葺

弁財天堂

桁行二・三六メートル、梁間一・八一メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺、妻入り

附 棟札（「明治四十一年十月二十一日」の記のあるもの）一枚・家相図（「慶應三年卯五月再模写、更二明治

三十二年二月十七日写 之」の記のあるもの、 「慶應三年卯五月再模 写、明治三十二年二月 亦写之」の記のあるも の、「慶應三年卯五月 再模写、明治三十二年 二月十七 亦写之」の 記のあるもの（三枚

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番